

販売契約約款

(地域限定版)

大分ケーブルテレコム株式会社

2019年10月1日

第1条（契約約款の適用等）

大分ケーブルテレコム株式会社（以下「当社」といいます。）は、別表の端末機器（以下「商品」といいます。）の販売にあたり、この販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

- 2 当社は、商品の購入者（以下「購入者」といいます。）と商品の販売に係る契約（以下「販売契約」といいます。）を締結します。
- 3 当社は、1つの商品ごとに1つの販売契約を購入者と締結します。
- 4 当社は本約款を変更することがあります。この場合、販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとしします。

第2条（販売契約の申込みをすることができる条件）

当社が別に提供するケーブルテレビサービス、ケーブルインターネット接続サービス、J:COM PHONE プラスサービス契約者で、かつ当社が別に定める条件を満たす場合に限り、販売契約の申込みを行うことができます。

第3条（契約の申込み方法及び承諾等）

購入者が、販売契約の申込みをするときは、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）を当社に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
- 3 当社は、次の場合には販売契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) その申込みをした者が賦払金（商品の分割払いを選択した場合の毎月の支払金額をいい、以下同じとします。）または一括払い金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その申込みをした者が当社のサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - (4) その他当社が不相当と判断したとき。

第4条（契約申込みの撤回）

購入者は、当該商品を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3 第1項の規定に基づき、購入者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、購入者は当該商品を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとしします。
- 4 前項の規定により当該商品の当社への返却がなされない場合、購入者はその損害等を賠償する責任を負うものとしします。

第5条（契約の成立時点）

販売契約は、購入者が当該商品を受け取った日、もしくは当該商品を受け取る予定日をもって成立するものとしします。ただし、当該商品を受け取る予定日を契約の成立の日とする場合は、当社の責に帰さない事由により予定日を過ぎても当該商品を受け取る事ができなかった場合に限りします。

第6条（所有権の移転）

商品は、販売契約成立時に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の所有権が当社から購入者に移転するものとしします。

- 2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとしします。

第7条（賦払金または一括払い金の支払方法）

購入者は、賦払金または一括払い金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社（第17条の規定により債権譲渡

を行った場合には、その譲渡先)に支払うものとします。

- (1) 料金および手続きに関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- (2) 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 当社は、購入者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- (5) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免することがあります。
- (6) 当社は、前号の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

第8条 (債務の履行の継続)

購入者は、販売契約に基づく債務の完済までに、当社のサービスの利用の一時休止があつた場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

第9条 (届出事項の変更)

購入者は 当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

- 2 購入者は、前項の通知がないために、当社(第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。)からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となつた場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第10条 (契約上の地位の譲渡)

購入者は、購入した端末を第三者に譲渡する場合、販売契約の契約上の地位(賦払金または一括払い金の支払債務に係るものを含みます。)が当該第三者(以下この条において「譲受人」といいます。)に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。

ただし、当社は、次の各号のいずれかの場合には、販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

- (1) 譲受人が賦払金または一括払い金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 譲受人が当社と締結している当社のサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反することとなるとき。
- (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。
- (5) その他当社が不相当と判断したとき。

第11条 (期限の利益の喪失)

購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社(第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者)から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになつたとき又は一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) その売買契約が購入者にとって商行為(業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。)と

なる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）の請求により販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 販売契約上の義務に違反し、その違反が販売契約の重大な違反となるとき。
 - (2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第12条（延滞処理）

購入者が、賦払金または一括払い金の支払いを遅滞したときは、当月の支払期日に支払が無い場合で、翌月分とあわせて支払うこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、延滞手数料（600円（税込660円））を加算して当社に支払うものとします。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

- 2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。
- 3 第1項の延滞処理にもかかわらず、購入者が、賦払金または一括払い金の支払い債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第13条（見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、または販売契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者は、販売契約を解除したときは速やかに文書によりその申込みを行うものとします。

第14条（故障交換）

商品の保証期間は1年間とし、その間に発生した自然故障（当該機器の取扱説明書等に従い正常に使用したにもかかわらず、生じる電氣的・機械的故障で且つ、メーカーの保証規約にて保証の対象となる故障をいいます。）について、当社は無償で交換を行います。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等は保証対象外となります。

- 2 保証期間外の故障に関しては、故障内容に応じて当社が算定し、故障修理前に購入者に提示し、故障交換の委託を受ける事とします。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等の取り扱いは、前項に従います。
- 3 保証期間にかかわらず、当該商品のバッテリーを含む付属品等の故障交換は対象外となります。
- 4 前項までの規定により当該商品の当社への返却がなされない場合、購入者はその損害等を賠償する責任を負うものとします。

第15条（個人情報の取扱い）

当社は、当該商品の販売に当たって、当社に対する当該商品販売に係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の本約款等に係る業務の遂行などのために、個人情報を利用いたします。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に当たっては、当社が購入者の個人情報を利用することがあります。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに

対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 3 当社は、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者に委託することがあります。
- 4 当社は、本サービスの提供にあたって、本契約者から取得した個人情報については、当社のサービスの加入申込書における「個人情報の取り扱いについて」の同意事項を本サービスの提供においても有効とします。
- 5 本サービスの提供における個人情報の扱いは、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第 16 条（合意管轄裁判所）

購入者は、販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 17 条（債権の譲渡）

当社は、購入者に対する販売契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当社が購入者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

購入者は、購入者が、現在の、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者
- 2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 次の各号のいずれかに該当し、販売契約を締結すること、又は販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との販売契約について、解除等（販売契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
 - (1) 購入者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 購入者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 購入者が第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4) 前 3 号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 4 前項の規定の適用により、販売契約が解除された場合、購入者は、販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 5 前 2 項の規定の適用により、当社に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

別表 販売名称及び販売価格

端末 機器名	販売名称	現金販売価 格	割賦販売※			商品の 引き渡し時期
			1 回分の 支払い額	支払 回数	支払い 期間	
HUAWEI MediaPad T3	タブレット HUAWEI MediaPad T3	21,600 円 (税込 23,760 円)	900 円 (税込 990 円)	24 回	24 か月	購入の 申し込みから 数日以内

※割賦販売における総額は、現金販売価格と同額になります。

附則

(実施時期)

この約款は、平成 29 年 9 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。